

予防監察実施結果概要（令和3年度）

- 対象箇所
22局（90部、176事業所）
- 取組
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた都政の特別体制の再徹底・強化について（令和3年8月17日付依命通達）」を受けて、既存事業の執行体制を縮小するため、実地調査を中止
これに代えて、事故の未然防止のために、情報提供と意見交換を各局サービス担当課長と実施
 - ・ 所属監察結果の点検及び対人非接触型のリモート監察（2か所）については、予定どおり実施
- 監察結果

1 令和3年度の主な改善指導事項

該当なし

2 令和3年度の主な好事例

（1）職場特性に応じた工夫 ～所独自で創意工夫した取組で注意喚起～

- ・ 個人情報紛失事故を防止するため、チェックリストを用いて出張時の携行書類の確認を行うとともに、そのチェックが適切に実施されているか抜き打ち点検を行い、事故防止の取組が形骸化しないように工夫
- ・ 「ヒヤリハット」事例集を元に職員に注意喚起するとともに、その未然防止策の遵守状況も確認することで実務に即した事故防止策を実施

（2）局総務部が主体的に行った工夫 ～所属監察の趣旨徹底と日常的な注意喚起～

- ・ 点検趣旨の理解促進と点検の実効性の向上を図るため、所属監察実施時に局独自に作成した「所属監察チェックシート」を用いて点検を実施
- ・ 毎週水曜日・毎月15日に全職員宛てに送付している超勤縮減のメールを活用し、事故の未然防止のための注意喚起を随時実施

（3）事務処理ミスを防止するための工夫 ～都庁の仕事の進め方等をレクチャー～

- ・ 他の組織からの併任職員が多く配置される職場で、都の事務の進め方や遵守すべきルール等をまとめたスタートブックを作成し、転入時にガイダンスを実施